

14. まちづくり基本条例に関しての内容の追加・変更や提案など、ご意見があればご自由にご記入ください。（市民及び区長・区長代理）

● ご意見

第2章の『まちづくりの基本原則』の項に、太田市区長会及び各地区区長会に関する文字がない。日頃の我々の活動評価が低く、区長の存在感が認められないのは残念である。区長もまちづくりに参画していると思います。

第12章の『環境と共生する豊かなまちづくり』において、我々が生活する市街地環境の整備について快適な生活が送れるよう条文を追加してほしい、特に生活道路の側溝未整備や夜間の安全（防犯灯が少なく、暗い道路が多い）に関しては非常に強く感じております。また、道路周辺に平気でゴミを捨てる人が多いので困っておりますが、これは今の大人に対して教育されていないと思います。一朝一夕に改善されるとは思いますが、道德教育の問題だと思います。

自宅近くの空き地や河川敷に、空き缶、空きビン、コンビニ弁当の食べ終わったトレーの入ったポリ袋など「ポイ捨て」が多く、ゴミの中には、古着、蛍光灯、家庭ごみなどもあり、月に2回程度、ごみ収集日の前日にゴミ拾いを行っているが、モラルの低下もあり一向に「ポイ捨て」が減りません。自分さえ良ければ構わない人が多い今日、地球温暖化防止策などを含め、市内全域で実施するクリーン作戦を年間2回ではなく、年間3～4回実施し、モラルの向上を図る。なお、クリーン作戦に参加する人の顔ぶれは何時も同じメンバーなので、不参加者には何らかのペナルティを市としてつける等の処置をお願いします。

市の憲法といわれるが、関連する諸条例と比較しないと整合性がわからない。

市政や施策にほとんど生かされていないと思う。なぜなら市民の考えが政策に現れていないと思う。

予算等の関係から十分生かされていないのではないかな。

市民の考えだけでなく「想い」や「底辺」にいる人たちの心の痛みを思いやった意見を、腰を低くして謙虚に行動に表すこと。

第6条に規定されている事項について、『説明責任』を果たすことは当然のことと思いますが、特に市の仕事の企画立案や実施は市の職員が行っているの、係長職等管理職の立場にある者が『まちづくり基本条例』をどの程度理解しているのか若干疑問を感じます。市民に周知することも大事ですが、職員を対象に研修を実施すべきであると思います。

『まちづくり基本条例』が出来たことにより、市や議会に改善された点があれば、何らかの方法で市民に知らせてはどうかな。

今や全国的に大きな問題となっている医療体制の崩壊である。「医師不足」や「病院の閉鎖等（特に産婦人科・脳外科）」「医院や科目の休診」「緊急医療体制の不備」「老人が特養施設に入るための何百人もの待機」「後期高齢者医療制度の不安」等を第10章の『安全で安心して暮らせるまちづくり』に導入しなくては意味がない。

第11章の『やさしさと思いやりのあるまちづくり』。最近、特に話題になる「小児科」や「産科」の医師の減少です。少子高齢化が加速する現象を踏まえ、是非『まちづくり市民会議』で十分に一般市民の声（特に女性）を多く取り入れ、市民が安心して暮らせる社会にしてください。『まちづくり基本条例』にしても、まだまだ市民に浸透していないと思いますので、再度配布説明をお願いしたい。

● 変更を要望するご意見

市民に分かりやすい用語に変えていただきたい。例えば「最高規範性」「上位機関」「整合性」...

この条例の文は当たり前の文であり、「しからばどのように」との具体性がなく、条例の感覚が伝わらない。特に子供の育成や奨学金など、子供を大事にする感覚がない。また、老人を大事にする対応も、生きがいを目指すでは何を言っているのかピンとこない。

前文「各地に人権意識の高い先達が存在したこと…」とありますが、誰のことを言っているのか、各地とはどこか。新田義貞やその流れの人達、或いは産業の大きな流れを作った中島知久平、或いは岡登景能公等もこれに入るのか。一体どこの誰のことを言っているのか全然わからない。

時々見直しをして、時代に合った条例にしていってほしいと思います。

第14章の第37条の中に条例の追加や内容の追加の文言が足りないと思います。

『まちづくり基本条例』が平成18年4月に施行されましたが、この条例の制定にあたり、2年間条例の一つ一つに才智を傾けて取り組んでまいりました。その理念や基本がその後、どのように導入され、実施され、評価されているのかよく知り得ていません。情報の流れと回収に甘さがあると思います。一考を要します。

第4章の施策への参画が具体的でない。参画制度が従来の手法と変わることなく施策を実施しているため、行政の押し付けの姿勢は変わらず「行政VS市民」の構図となる。（提案）いかなる施策の計画実施においても委員会を設け、必ず一般市民の委員募集を行う。委員会の委員を決める選択権を市民が持つ。

用語の不明確（市民の範囲、執行機関の市民と市の関係・参画など） 第4章の第9条 - 3：両性の平等に限定して述べることはない。基本条例でうたっているから。 第6章：評価の主体がいまいでは、第3者機関が市議会の機能を強化したら。 第7章の第21条 - 4：住民投票は用語の「市民」の規定では問題が生ずる。市内で働く学ぶ者の扱い。 第22条：地域コミュニティの表現不足。 第25条 - 2：職員はまちづくりの専門家なのか？ 第35条：市は国や県と対等なのか？ この条例の普及、執行、評価、見直しを『まちづくり市民会議』のみの組織で徹底することができるのか。市政全体を見渡せる部署に「まちづくり推進本部」でも設置し、一般行政との兼ね合いの中で推進していったらよいのでは。

●ご感想など

条例があることは分かっていたが、今まで関心がなかった。以降段々と興味を持ち、見識を広げたいと感じている。

私も何も知らないので、これから勉強できれば良いなあと思っています。

条例の説明会を聞いてからでないとなんとも言えません。

基本条例に関してのPRを積極的に行うことが必要だと思います。

私の勉強不足でした。これまでも全然、分からなかったわけではありませんが、もっと知りたいです。